

平成 28 年 7 月 25 日

京都大学総長  
山 極 壽 一 殿  
京都大学医学部附属病院 病院長  
稲 垣 暢 也 殿

京大研究室火災の情報公開を求める住民連絡会  
放射性廃棄物全国拡散阻止 3・26 政府交渉ネット  
放射能防御プロジェクト

## 再申入書

先日は、平成 28 年 7 月 4 日付け申入書に、当方の設定した期限までにご回答くださり、ありがとうございました。貴学及び貴院が、今回の火災事故で生じた住民の不安と不信に誠意をもって対処しようとしておられることを、うれしく思います。

ただ、平成 28 年 7 月 11 日付けの「申入書の回答及び方針について」（以下「7 月 11 日付回答及び方針について」といいます。）の内容を検討しましたが、火災時の状況などについて未だ不明な部分が多く、放射性物質が流出したのではないかと懸念がぬぐえません。また、同日、貴学が原子力規制委員会に提出した「京都大学医学部（病院 R I 実験施設）における火災についての危険時の措置の届出」（以下、「規制委宛て報告書」といいます。）には明確に記載されている情報（インジウム-111 の確認されたポイントやその量等）が、「7 月 11 日付回答及び方針について」では説明されておらず、誠に遺憾です。

そこで、「規制委宛て報告書」の内容もふまえて、新たに、下記の点について、ご開示、ご返答いただきたいと思えます。

また、貴学が掲げる WINDOW 構想 の重点戦略 4-1 では、地域・社会と共生していく「京都・大学キャンパス計画」を推進し、地域・社会との交流をはかるとされています。貴学及び貴院において、原子力規制委員会に対してだけでなく、近隣住民向けの説明会を近日中に開催されるよう、強く求めます。

### 1. 放射性物質の実験室外部への漏洩可能性について

今回の火災発生時に火災現場の実験室内で①保管されていた放射性物質と②実験に現に使用されていた放射性物質のそれぞれについて、今回の火災で燃えた可能性がないと断言できるのか、実験室外部の漏洩はまったくないと断言できるのかを、まずお教えてください。

### 2. 火災現場の状況について

- (1) 今回の火災が起きた実験室の、物品等の配置、火元を含めた見取図（「規制委宛て報告書」28 頁の配置図）に、火災鎮圧直後における室内の状況（各部の燃焼程度、バイタル瓶の位置と状況、灰の散らばり具合、その他物質・物体の位置と状況など）を書き込んだものを、ご開示ください。
- (2) 今回の火災鎮圧直後の室内各部の様子がわかる写真を、上記（1）の見取図または書き込み図に、撮影位置と撮影方向を記載したものと併せて、ご開示ください。インジウム-111 を含む灰が検出されたとされる 3 つのポイント（「規制委宛て報告書」28 頁の SI405E、SI410E、SI411E）及びその周辺の写真は、必ずご開示ください。
- (3) 今回の火災で、火元の実験室から黒煙が噴き出す様子が、報道されています。火災時に放出された煙にはどのような放射性物質あるいは化学物質が含まれている可能性があるのか、放出量がゼロと断言できないものを、教えてください。

### 3. 放射性物質の保管状況について

- (1) 今回の火災が起きた実験室で使用されていたとされるトリチウム及びインジウム-111 の、火災発生前の保管状況がわかる写真等をご開示ください。

また、火災後に発見されたとき、これらの物質が研究室内のどこに、どのような状態で置かれていたか、保管庫に入っていたのか、研究者が使うために小分けされ保管庫から出されていたのか、入れられていた容器の数、材質等を、具体的にお示してください。

- (2) 「規制委宛て報告書」28頁のSI405E、SI410E、SI411Eで灰の中から検出されたインジウムは、実験室内のどこに、どのような形で保管あるいは使用されていたものが、どういう原因で燃焼し灰に含まれることになったのか、お教えてください。
- (3) 今回の火災時に、火災が起きた実験室で実験動物に投与されるなどして使用されていたトリチウムの量を推定するにあたって、「規制委宛て報告書」20頁では、使用記録が存在しなかったので利用者Aからの聞き取りを元に算出したとされています。しかし、その結果算出された量と、火災後に残存バイアル瓶から検出された量とは一致していません（「規制委宛て報告書」30頁）。同頁（2）における利用者Aの回答内容が正しいと判断しそちらを採用した根拠を、お教えてください。  
また、トリチウムを含む組織片試料を含むバイアル瓶の本数が約300本と考えた根拠をお教えてください（同29頁）。
- (4) 今回の火災時に、火災が起きた実験室で実験動物に投与されるなどして使用されていたインジウムの量を推定するにあたって、「規制委宛て報告書」21頁では、前回の放射性廃棄物集荷後に使用されたインジウムの量を利用者Aから聞き取りをして算出したようですが、インジウム使用量に関する利用者Aの回答内容を裏付ける使用記録は存在しますか。存在すれば、ご開示ください。
- (5) ご回答によれば、火災当日の23時10分頃、当該実験室の南西隅の放射線量が16 $\mu$ Sv/hあったのは、その付近にはインジウム-111を含む試料が火災前からあったためだとのことですが、容器等に保管されていてもそのくらいの放射線量は測定されるものである、ということでしょうか。お教えてください。
- (6) 実験室内の空間線量は通常時でも0.5 $\mu$ Sv/hくらいあると、「7月11日付回答及び方針について」を受領する際、当会の者が説明を受けましたが、当該実験室において通常時からそのくらいの線量があったのか、お教えてください。また、RI実験室内では、通常時でも0.5 $\mu$ Sv/hくらいの線量があるのが一般的なのか、お教えてください。

#### 4. 火災時の放射性物質について

- (1) 本件火災当日に、消防による排煙の測定値を20時16分に確認したとのことですが（「規制委宛て報告書」17頁）、その排煙の測定は、どの時点で、どの場所で行われたものか、見取図を用いてお教えてください。
- (2) 貴学では火災現場から排出される煙は採取しておらず、実験室の空調設備にあるHEPAフィルターで放射線量を計測したとのことですが、当該実験室の空調フィルターは、火災鎮圧後はどのような状態で、どこにありましたか。  
また、空調設備のフィルターは、今回のような火災時にも、平常時と同様に機能するものなのか、お教えてください。  
また、当該実験室の空調設備のフィルターは、トリチウム及びインジウム-111を、どのくらいの割合で捕捉できる性能のものなのか、火災時においてもトリチウム及びインジウム-111を100%捕捉できるものなのか、お教えてください。
- (3) ご回答によれば、「火災現場である管理区域内」ではインジウム-111が検出されたとのことですが、これは、「規制委宛て報告書」28頁のSI405E、SI410E、SI411Eで灰の中から検出されたインジウムのことでしょうか。また、それらの灰は、何が燃えてできた灰なのか、お教えてください。
- (4) この火災現場やその周辺の、たとえばフィルターや壁などに付着している煤を採取してそこに放射性物質が含有されていないかを、測定しましたか。測定したのであれば、その検体の採取場所と、測定機器の検出限界、測定結果をお教えてください。
- (5) 今回の火災時に、火災の発生した実験室内にあったトリチウムを含む組織片試料の入ったバイアル瓶は約300本あり、そのうち約150本は冷凍冷蔵庫内にあったが堆積物に紛れてしまって所在がわからないが、熱による影響は大きくないと判断したとのことですが（「規制委宛て報告書」29頁）、その判断理由、判断経緯をお教えてください。

## 5. 本件火災時の対応について

- (1) 火災当日、18時00分に火災報知器が鳴り始め、18時16分に貴学防災センターが消防署へ通報、18時22分に左京消防署指揮隊が到着し、18時48分に鎮圧して、火元が放射線管理区域であることが判明したのが19時44分とのことですが（「規制委宛て報告書」15～17頁）、防災センターでは貴学内の放射線管理区域がどこであるのか、事前に把握していなかったのですか。
- (2) 消防隊は通常装備で出動していたそうですが、消防署への通報の際、事前に、放射性物質が漏洩する可能性がある旨を伝えなかったのは、火災現場付近に放射線管理区域があることに気づいていなかったからですか。今回の初期通報に問題はなかったという認識ですか。
- (3) 放射性物質が火災で煙に含まれて放出された場合、火災鎮圧後に火災現場の空間線量を計測しても、影を追うような話で、実際に放出された放射性物質の種類や量は正確に把握できないのではないのでしょうか。これについて認識をお教えてください。
- (4) 今回の火災時に、煙のサンプルを採取しなかったのは、火災現場付近に放射線管理区域があることに気づいていなかったからですか。
- (5) 鎮圧・鎮火に関与した消防隊員に汚染が無いことは、装備品等の表面をGMサーベイメータで確認したとのことですが（「規制委宛て報告書」17～18頁）、火災が発生して鎮火するまでに現場付近にいた消防隊以外の人については、確認を行いましたか。
- (6) 消防隊は、消火活動を、どの位置、どの方向から行ったのかを、見取図を用いてお示してください。また、消防隊が消火活動を行っていたところへ火災や煙が吹き付けていたのか、吹き付けていたとすればどの程度のものだったかを他の火災等が噴き出していた箇所と比較して、お教えてください。
- (7) 事故現場にはどういう職責の人がいて、どういう指示をしましたか。本件火災時、貴学あるいは貴院の職員が、報道関係者による現場撮影を妨害していたとの情報がありますが、事実ですか。事実とすれば、どのような職責の人の、どういう指示で、誰が妨害していたのか、お教えてください。

## 6. 近隣住民の診察内容について

ご回答によれば、近隣住民から、明らかに排煙等を吸い込み、咳き込みなどの体調不良の訴えがあれば、附属病院にて診察を行うとのことですが、どのような診察内容を想定しているのか、お教えてください。また、診察する際は、有料か無料か、お教えてください。

## 7. 今後の同種事故への対応について

ご回答からは、貴学は、投げ込み式ヒーターの使用上の注意喚起を行えば十分と考えているように見受けられます。

しかし、今回の火災の背景には、「規制委宛ての報告書」から明らかなおお、貴学における放射性物質の取り扱いが極めて杜撰であったこと（使用記録も正確ではなく、廃棄されたはずの放射性廃棄物が密かに保管されて実験に使用されていたなど）があります。

また住民の不安が解消されない背景には、火災発生時の貴学の対応が、放射性物質の放出という最悪の事態を前提としたものではなかったこと（私たちは、事実を少しでも正確に把握するために、煙サンプルの採取は不可欠だったと考えています。）にあります。

貴学は大阪に原子炉もお持ちですが、果たして、このような管理体制で、原子炉事故を未然に防ぐことができるのか、また万が一の際の住民への避難連絡がなされるのかも、おおいに疑問であり、非常に不安です。

そこで、貴学が住宅地に近接した施設で放射性物質を扱っていることの重大性を踏まえて、また、原子炉をお持ちの大学としてより一層の社会的信頼の獲得と維持とが求められる貴学の社会的立場を踏まえて、以下にお答えください。

- (1) ご回答によれば、再発防止のために安全教育の徹底を図られるとのことですが、具体的にはどのような安全教育を想定しているのか、お教えてください。

- (2) 今後、安全教育の対象となる研究員及び放射性物質取扱者等に対する講習会などを開くのであれば、その実施時期及び内容を、お教えてください。
- (3) 万が一、同種の事故が発生した場合の、近隣住民や学生、職員へのアナウンス等、危険軽減のための手段について、検討を行っているのか、行う予定はあるのか、お教えてください。

8. 調査中の部分について

速やかな回答をお願いいたします。

9. 住民向け説明会の実施について

住民向けの説明会の実施を検討しているか、お教えてください。

私たちは、近隣住民への周知を十分に行ったうえでの、複数回の実施（より多くの住民が参加できる機会を確保するため）を求めます。

以上

返答は、8月3日（水）までに書面にてお願いいたします。

賛同： 特定非営利活動法人 市民環境研究所（代表 石田紀郎）  
アジェンダ・プロジェクト・京都  
NPO 法人 使い捨て時代を考える会  
京都・市民放射能測定所  
原発賠償京都訴訟 原告団共同代表 萩原ゆきみ 福島敦子  
(順不同)

連絡先 京大研究室火災の情報公開を求める住民連絡会

事務局 仲 晃生（弁護士）

(携帯 090-3650-2001)

〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町 1-6

京都アダチビル2階 椎名法律事務所 気付